

平成19年2月
高知県議会定例会議案
(当初予算)

平成19年2月高知県議会定例会議案目録（当初予算）

○ 予 算

第1号	平成19年度高知県一般会計予算	1
第2号	平成19年度高知県給与等集中管理特別会計予算	15
第3号	平成19年度高知県旅費集中管理特別会計予算	16
第4号	平成19年度高知県用品等調達特別会計予算	17
第5号	平成19年度高知県県債管理特別会計予算	18
第6号	平成19年度高知県土地取得事業特別会計予算	20
第7号	平成19年度高知県災害救助基金特別会計予算	22
第8号	平成19年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算	23
第9号	平成19年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	25
第10号	平成19年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算	26
第11号	平成19年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	28
第12号	平成19年度高知県県営林事業特別会計予算	29
第13号	平成19年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	31
第14号	平成19年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	33
第15号	平成19年度高知県流域下水道事業特別会計予算	34
第16号	平成19年度高知県港湾整備事業特別会計予算	36
第17号	平成19年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	38
第18号	平成19年度高知県電気事業会計予算	40
第19号	平成19年度高知県工業用水道事業会計予算	42
第20号	平成19年度高知県病院事業会計予算	44

一 般 会 計

平成19年度高知県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ423,222,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

平成 19 年 2 月 22 日 提出

高知県知事 橋 本 大 二 郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 県	税	68,684,668		1 地方道路譲与税	2,611,000
		24,821,907		2 石油ガス譲与税	183,000
		16,638,022		3 航空機燃料譲与税	5,000
	7,037,004	4 地方特例交付金	450,000		
	1,533,276	4 不動産取得税	351,000	1 地方特例交付金	
	1,633,216	5 県たばこ税	99,000	2 特別交付金	
	275,630	6 ゴルフ場利用税	169,800,000	5 地方交付税	
	9,021,522	7 自動車税	169,800,000	1 地方交付税	
	9,772	8 鉱区税	334,000		
	1,763,410	9 自動車取得税	334,000	6 交通安全対策特別交付金	
	5,890,298	10 軽油引取税	3,215,268		
	60,111	11 狩猟税	68,133	1 分担金	68,133
500	12 旧法による税	3,147,135	2 負担金	3,147,135	
15,468,856	2 地方消費税清算金	6,189,370	8 使用料及び手数料		
15,468,856	1 地方消費税清算金	4,725,731	1 使用料	4,725,731	
2,799,000	3 地方譲与税	1,463,639	2 手数料	1,463,639	

9 国庫支出金			53,267,022	5 収益事業収入	3,893,933
	1 国庫負担金		22,515,423	6 受託事業収入	984,913
	2 国庫補助金		29,167,445	7 利子割精算金収入	14,300
10 財産収入	3 委託金		1,584,154	8 雑収入	6,302,197
			1,396,982	15 県債	53,887,000
	1 財産運用収入		970,495	1 県債	53,887,000
11 寄附金	2 財産売払収入		426,487	合計	423,222,888
			6,577	歳入	
12 繰入金	1 寄附金		6,577	歳入	
			19,408,547		
13 繰越金	1 特別会計繰入金		1,194,029		
	2 基金繰入金		18,214,518		
14 諸収入			10		
	1 繰越金		10		
			28,315,588		
	1 延滞金、加算金及び		359,300		
			33,991		
			1,503,604		
			15,223,350		

歳 出 (単位千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 議会費	1 議会費	1,080,611	4 遺家族等援護費	4 遺家族等援護費	29,439
	2 総務費	1,080,611		5 災害救助費	5 災害救助費
2 総務費	1 総務費	14,311,442	5 文化環境費	1 文化交流費	3,639,637
	2 危機管理費	11,871,658		2 環境費	1,970,682
	3 出納費	1,508,928		2 環境費	1,668,955
	4 人事委員会費	603,642		6 商工観光労働費	5,773,204
	5 監査委員費	142,118		1 商工費	4,015,120
3 企画振興費	1 企画振興費	185,096	2 観光費	907,125	
	2 選挙費	9,688,884	3 労働費	759,133	
	3 情報化推進費	6,024,017	4 労働委員会費	91,826	
	4 健康福祉費	1,955,342	7 科学技術振興費	3,054,190	
4 健康福祉費	1 健康福祉費	1,709,525	8 農林水産業費	1 科学技術振興費	3,054,190
	2 健康福祉費	54,893,022		1 農業費	29,673,774
	3 福祉費	2,649,890		2 畜産業費	5,981,227
		24,420,154	3 農地費	893,418	
		27,787,459			5,005,540

9 土 木 費	4 森林林業費	12,704,386	12 災害復旧費	1 警察総務費	19,872,214
	5 水産業費	5,089,203		2 警察活動費	1,922,971
10 教 育 費	1 土木総務費	13,677,392	13 公 債 費	1 農林施設 復旧災害費	565,575
	2 河川費	5,930,557		2 水産施設 復旧災害費	53,820
	3 砂防費	4,700,851		3 土木施設 復旧災害費	2,017,673
	4 道路橋梁費	28,543,836		4 県有施設等 復旧災害費	15,000
	5 都市計画費	6,462,095	14 諸支出金	1 公 債 費	85,459,492
	6 建築費	2,185,810		1 基 金	245,398
	7 港湾空港費	11,279,939	2 公営企業支出金	4,516,429	
	11 警 察 費	1 教育総務費	11,095,536	3 地方消費税清算金	6,994,221
2 児童費		2,039,488	4 利子割交付金	378,576	
3 学校費		76,209,596	5 配当割交付金	312,875	
4 生涯学習費		838,327	6 株式等譲渡所得割 交付金	321,948	
5 スポーツ費		524,011	7 地方消費税交付金	7,755,224	
6 大学費		1,750,519	8 ゴルフ場利用税 交付金	192,941	
7 私学等振興費		3,274,151	9 特別地方消費税 交付金	250	
		21,795,185			

款	項	金額
	10 自動車取得税金 自 交 付	1,172,668
	11 利子割精算金	150
	12 雑 支 出	728,591
15 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出	合 計	423,222,888

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限	度	額
アウトソーシング推進関連受付案内業務等委託料	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで			62,950
アウトソーシング推進関連職員研修等委託料	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで			163,254
本庁舎等耐震改修設計委託料	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで			87,799
土佐中学校及び高等学校の施設整備費に対する補助	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで			767,684
外国雑誌購入費 (高知女子大学)	平成19年4月1日から 平成20年12月31日まで			5,977
外国雑誌購入費 (高知短期大学)	平成19年4月1日から 平成20年12月31日まで			479
J R瀬戸大橋線の輸送改善事業費に対する補助	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで			16,370
J R瀬戸大橋線輸送改善事業資金貸付	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで			7,188

事 項	期 間	限 度	額
医師養成奨学貸付	平成19年4月1日から 平成25年3月31日まで		145,200
特定科目後期臨床研修奨励貸付	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		14,400
家庭医療学講座の開設に対する寄附	平成19年4月1日から 平成25年3月31日まで		125,000
助産師、看護師等養成奨学貸付	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで		22,896
アウトソーシング推進関連特定疾患医療受給者証更新事務等委託料	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		16,580
アウトソーシング推進関連給食業務委託料 (療育福祉センター)	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		22,410
アウトソーシング推進関連洗濯業務委託料 (療育福祉センター)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		5,232
アウトソーシング推進関連機械設備等管理 業務委託料 (療育福祉センター)	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		8,694
アウトソーシング推進関連調理業務委託料 (中央児童相談所)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		8,061

事 項	期 間	限 度	額
アウトソーシング推進関連調理事務委託料 (希望が丘学園)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		18,724
エコサイクルセンターの建設事業費に対する補助	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		1,643,900
アウトソーシング推進関連広報誌制作等委託料	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		18,572
アウトソーシング推進関連旅券発給業務委託料	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで		42,571
頑張る企業総合支援資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで	融資額90,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額	
中小企業制度金融貸付金の保証料補給	平成19年4月1日から 平成36年3月31日まで	融資額27,500,000千円以内の年信用保証料率2.1パーセント以内の額	
財団法人高知県産業振興センターが行う設備貸与事業の損失補償	平成19年4月1日から 平成28年3月31日まで	財団法人高知県産業振興センターが中小企業金融公庫から融資を受ける額のうち、各事業年度終了後3箇月間経過しても、なお設備貸与を受けた者から弁済を受けることができなかつた債権の償却を行うことにより欠損を生じた額の損失補償	支払補償限度額 237,500
企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで		150,000
海洋漁業調査船建造事業費	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		292,330

事 項	期 間	限 度	額
農業近代化資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成40年3月31日まで	融資額3,000,000千円以内の 年利率1.25パーセント以内の額	
中山間地域活性化資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成46年3月31日まで	融資額100,000千円以内の 年利率2.4パーセント以内の額	
農業経営負担軽減支援資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成36年3月31日まで	融資額300,000千円以内の 年利率1.25パーセント以内の額	
園芸産地リフレッシュ資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成35年3月31日まで	融資額200,000千円以内の 年利率0.5パーセント以内の額	
農林業災害対策資金の利子補給補助	平成19年4月1日から 平成28年3月31日まで	融資額100,000千円以内の 年利率2.25パーセントの2分の1以内の額	
農業経営基盤強化資金の利子補給補助	平成19年4月1日から 平成46年3月31日まで	融資額500,000千円以内の 年利率0.36パーセント以内の額	
農業経営改善促進資金の利子補給補助	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで	融資額300,000千円以内の 年利率1.65パーセント以内の額	
漁業近代化資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成40年3月31日まで	融資額800,000千円以内の 年利率1.25パーセント以内の額	
漁業経営維持安定資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成30年3月31日まで	融資額600,000千円以内の 年利率1.25パーセント以内の額	

事 項	期 間	限 度	額
沿岸漁業等経営育成資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで	融資額258,179千円以内の年利率1.0パーセント以内の額	
漁業災害対策資金の利子補給補助	平成19年4月1日から 平成27年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率2.25パーセントの2分の1以内の額	
沿岸漁業経営再建特別資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成30年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額	
漁業経営再建資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成33年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率0.1パーセント以内の額	
かつお・まぐろ漁業振興資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで	融資額2,500,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額	
漁業経営改善促進資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで	融資額95,000千円以内の年利率2.7パーセント以内の額	
新規漁業就業者等支援資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成25年3月31日まで	融資額3,000千円以内の年利率3.45パーセント以内の額	
漁業後継者資金の利子補給	平成19年4月1日から 平成35年3月31日まで	融資額50,000千円以内の年利率1.7パーセント以内の額	
新規漁業就業者等貸付金の保証料補給	平成19年4月1日から 平成35年3月31日まで	融資額53,000千円以内の年信用保証料率0.98パーセント以内の額	

事 項	期 間	限 度	額
アウトソーシング推進関連種苗生産委託料 (マダイ)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		6,387
アウトソーシング推進関連種苗生産委託料 (ヒラメ・エビ)	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		111,418
道路事業等に係る公共用地先行取得事業費	平成19年4月1日から 平成25年3月31日まで		1,272,847
高知県道路公社の借入金に対する債務保証	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで	高知県道路公社が高知桂浜道路の建設に要した費用の償還等に係る資金として平成19年度に金融機関から借り入れる1,753,000千円以内及び当該借入期間中の利息(年利率5.0パーセント以内)に相当する金額の合計額	120,000
国道195号道路改築事業費 (布師田大橋)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		140,000
国道439号道路改築事業費 (大植3号橋)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		90,000
国道441号道路改築事業費 (葛籠川橋)	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		2,000,000
国道441号道路改築事業費 (網代トンネル)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		150,000

事 項	期 間	限 度	額
国道441号道路改良事業費 (川登4号橋)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		190,000
国道493号道路改良事業費 (車瀬トンネル)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		900,000
国道494号道路改良事業費 (雪割桜トンネル)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		280,000
県道柏島二ツ石線地方道路交付金事業費 (一切トンネル)	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		450,000
県営住宅介良団地整備事業費	平成19年4月1日から 平成21年3月31日まで		667,866
アウトソーシング推進関連旅費事務センター 運営委託料	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		177,038
山田養護学校仮設寄宿舎の賃借料	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで		29,610
中村警察署建設事業費	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで		1,133,294

第3表 地方債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	法
庁舎整備事業費	42,000	1 借入方法	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直し後の利率)	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。	法
防災対策事業費	413,000	1 普通貸借又は証券発行			
県立大学校整備事業費	48,000	2 借入			
地域総合整備資金貸付事業費	140,000	先			
老人福祉施設等整備事業費	315,000	他			
簡易水道等施設整備事業費	7,000				
石綿健康被害救済基金出えん金	12,000				
牧野植物園整備事業費	45,000				
女性相談所等整備事業費	176,000				
海洋漁業調査船建造等事業費	232,000				
耕地事業費	960,000				
林道事業費	671,000				
治山事業費	1,735,000				
漁港事業費	1,074,000				
河川海岸事業費	2,198,000				
砂防事業費	1,940,000				
道路橋梁事業費	5,781,000				
日本高速道路保有・債務返済機構出資金	754,000				
都市計画事業費	1,275,000				
公営住宅建設事業費	618,000				
港湾空港事業費	515,000				
高等学校等施設整備事業費	185,000				
公立小中学校耐震化促進事業費	85,000				
警察施設整備事業費	129,000				
交通安全施設整備事業費	107,000				
職員退職手当	4,568,000				
公共土木施設等災害復旧事業費	732,000				
国直轄事業費負担金	9,212,000				
臨時財政対策債	19,918,000				
計	53,887,000				

特 別 会 計

第 2 号 平成19年度高知県給与等集中管理特別会計予算

平成19年度高知県の給与等集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,691,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出		
	項	金額	款	金額	
1 給与等振替収入		117,691,000	1 給与等集中管理費	117,691,000	
	1 給与等振替収入	117,691,000	1 給与等集中管理費	117,691,000	
歳入	合計	117,691,000	歳出	合計	117,691,000

第 3 号 平成19年度高知県旅費集中管理特別会計予算

平成19年度高知県の旅費集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,306,005千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項 額	款	項 額
1 旅費振替収入	1,306,005	1 旅費集中管理費	1,306,005
	1 旅費振替収入	1 旅費集中管理費	1,306,005
歳 入	合 計	歳 出	合 計
	1,306,005		1,306,005

第 4 号 平成19年度高知県用品等調達特別会計予算

平成19年度高知県の用品等調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項 額	款	項 額
1 用品等管理収入	550,000	1 用品等調達費	550,000
	1 用品等管理収入		1 用品等調達費
歳 入 合 計	550,000	歳 出 合 計	550,000

第 5 号 平成19年度高知県債管理特別会計予算

平成19年度高知県の県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,275,595千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

款	歳 入		歳 出	
	項	金額	款	金額
1 県債管理収入		88,275,595	1 公債費	88,275,595
	1 県債管理収入	88,275,595	1 公債費	88,275,595
歳 入	合 計	88,275,595	歳 出	合 計
				88,275,595

第2表 地方債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	2,854,000	1 借入方法 普通貸借又は行先金 証券発行人 2 民間資金	% 5.0以内	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができ

第 6 号 平成19年度高知県土地取得事業特別会計予算

平成19年度高知県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ693,591千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	歳 入		歳 出		
	項	金額	項	金額	
1 土地取得事業収入		693,591	1 土地取得事業費	693,591	
	1 土地取得事業収入	693,591	1 土地取得事業費	693,591	
歳 入	合 計	693,591	歳 出	合 計	693,591

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 用 地 先 行 取 得 費	569,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は 証 券 発 行 先 2 借 入 方 法 政府資金その他	% 5.0以内	1 平成20年度から平成29年度までの10箇年以内に おいて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰 り上げて償還することができる。

第 7 号 平成19年度高知県災害救助基金特別会計予算

平成19年度高知県の災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出	
	項	金額	款	金額
1 災害救助基金収入		62,841	1 災害救助費	62,841
	1 災害救助基金収入	62,841	1 災害救助費	62,841
歳入	合計	62,841	歳出	合計
				62,841

第 8 号

平成19年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成19年度高知県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,005千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 母子寡婦福祉資金 貸付事業収入		1 母子寡婦福祉資金 貸付	
	1 貸付事業収入		1 貸付事業費
歳 入	合 計	歳 出	合 計
	94,005		94,005
	94,005		94,005
	94,005		94,005

第2表 債務負担行為 (単位千円)

事	項	期	間	限	額
母子寡婦福祉資金	貸付	平成19年4月1日から 平成25年3月31日まで			49,860

第 9 号 平成19年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成19年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,947,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋 本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳		入		出	
款	項	金額	金額	項	金額
1 中小企業近代化資金助成事業収入		1,947,389			1,947,389
	1 設備導入資金収入	752,644		1 設備導入資金	752,644
	2 高度化資金収入	1,194,745		2 高度化資金	1,194,745
歳入	合計	1,947,389		歳出	合計
					1,947,389

第 10 号 平成19年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

平成19年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,645,075千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、180,000千円と定める。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出			
款	項	款	項		
1 流通団地及び工業団地造成事業収入		1 流通団地及び工業団地造成事業費			
	1 流通団地造成事業収入		2,645,075	1 流通団地造成費	2,645,075
	2 工業団地造成事業収入		2 工業団地造成費		
				137,888	137,888
歳 入	合 計	歳 出	合 計		2,645,075

第2表 地 方 債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	1,637,000	1 借入方法 普通貸入 2 民間資金	% 5.0以内	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができ

第 11 号 平成19年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成19年度高知県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ268,656千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月22日提出

高 知 県 知 事 橋 本 大 二 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 農業改良資金助成 事業収入		1 農業改良資金助成 事業費	
	1 農業改良資金助成 事業収入		1 農業改良資金助成 事業費
	2 就農支援資金助成 事業収入		2 就農支援資金助成 事業費
歳 入	合 計	歳 出	合 計
		金額	金額
		268,656	268,656
	1	111,851	111,851
	2	156,805	156,805
		268,656	268,656

第 12 号

平成19年度高知県営林事業特別会計予算

平成19年度高知県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	歳 入		歳 出		
	項	金額	款	金額	
1 県営林事業収入		312,135	1 県営林事業費	312,135	
	1 県営林事業収入	312,135		1 県営林事業費	312,135
歳 入	合 計	312,135	歳 出	合 計	312,135

第2表 地方債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備事業費	33,000	1 借入方法 普通貸借先 2 借入先 農林漁業金融公庫	% 5.0以内	1 平成20年度から平成69年度までの50箇年以内に おいて、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還 とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰 り上げて償還することができる。

第2表 地方債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	法
木材産業等高度化推進資金助成事業費	472,375	1 借入方法 普通貸先 2 借入先 独立行政法人 農林漁業信用基金	% 1.0以内	独立行政法人農林漁業信用基金の融通条件による。	

第 14 号 平成19年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成19年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,199千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳		入		出	
款	項	金額	金額	款	項
1 沿岸漁業改善資金助成事業収入		103,199		1 沿岸漁業改善資金助成事業費	
	1 沿岸漁業改善資金助成事業収入		103,199		1 沿岸漁業改善資金助成事業費
歳入	合計	103,199		歳出	合計
			103,199		

第 15 号 平成19年度高知県流域下水道事業特別会計予算

平成19年度高知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,054,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 流域下水道事業 収 入		1 流域下水道事業費	
	1 流域下水道事業 収 入	1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費
歳 入	合 計	歳 出	合 計
	1,054,020		1,054,020
	1,054,020		1,054,020
	1,054,020		1,054,020

第2表 地方債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	108,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業金融公庫資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができ

平成19年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 16 号

平成19年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,133,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	歳 入		歳 出	
	項	金額	項	金額
1 港湾整備事業収入		1,133,121	1 港湾整備事業費	1,133,121
	1 港湾整備事業収入	1,133,121	1 港湾整備事業費	1,133,121
歳 入	合 計	1,133,121	合 計	1,133,121

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 日 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業 費	304,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は 証券発行 2 借 入 先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができ る。

第 17 号 平成19年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成19年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,271千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 高等学校等奨学金 貸付事業収入		1 高等学校等奨学金 貸付	
			金額
	1 貸付事業収入		1 貸付事業費
	合計		合計
歳 入	520,271	歳 出	520,271
	520,271		520,271
	520,271		520,271

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限	度	額
高等学校等奨学金貸付	平成19年4月1日から 平成24年3月31日まで			386,736

第 18 号 平成 19 年度 高知 県 電気 事業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成19年度高知県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水力供給電力量 175,097,000キロワット時
- (2) 風力供給電力量 4,855,700キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	入	
第 1 款	電 気 事 業 収 益	1,427,235千円
第 1 項	営 業 収 益	1,366,019千円
第 2 項	財 務 収 益	46,882千円
第 3 項	営 業 外 収 益	994千円
第 4 項	特 別 利 益	13,340千円
	支	
第 1 款	電 気 事 業 費 用	1,344,408千円
第 1 項	営 業 費 用	1,243,877千円
第 2 項	財 務 費 用	36,489千円
第 3 項	営 業 外 費 用	40,042千円
第 4 項	特 別 損 失	21,000千円
第 5 項	予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額475,536千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,428千円、減債等積立金95,660千円、中小水力発電開発改良積立金369,448千円及び損益勘定留保資金1,000千円で補てんするものとする。)

収入
 第1款 資本的収入 7,994千円
 第1項 貸付金償還受入金 7,994千円
 支出
 第1款 資本的支出 483,530千円
 第1項 建設改良費 386,870千円
 第2項 企業債償還金 95,660千円
 第3項 予備費 1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	231,674	平成18年度 平成19年度	92,670 139,004

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と財務費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 499,304千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第 19 号 平成19年度高知県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成19年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水量		
一日平均給水量	28,074立方メートル	
年間総給水量	10,247,010立方メートル	
(2) 給水先事業所数	55社	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 工業用水道事業収益	177,948千円	
第 1 項 営業収益	172,486千円	
第 2 項 営業外収益	4,462千円	
第 3 項 特別利益	1,000千円	
支 出		
第 1 款 工業用水道事業費用	154,561千円	
第 1 項 営業費用	138,317千円	
第 2 項 営業外費用	13,244千円	
第 3 項 特別損失	2,000千円	
第 4 項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に不足する額21,857千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,698千円、減債等積立金4,164千円及び損益勘定留保資金8,995千円で補てんするものとする。)

第1款	資本的収入	321,903千円
第1項	借入金	321,902千円
第2項	雑収入	1千円
	支出	
第1款	資本的支出	343,760千円
第1項	建設改良費	151,083千円
第2項	企業債償還金	183,682千円
第3項	借入金償還金	7,995千円
第4項	予備費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 52,896千円

(2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第 20 号 平成 19 年度 高知 県 病院 事業 会計 予算

(総 則)

第 1 条 平成19年度高知県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 安芸病院事業

(1) 病 床 数	94,428床
(2) 年 間 患 者 数	57,672人
入 院 来	132,397人

(3) 一日平均患者数

入 院 来	158人
外 来	540人

2 芸陽病院事業

(1) 病 床 数	55,998床
(2) 年 間 患 者 数	48,766人
入 院 来	17,171人

(3) 一日平均患者数

入 院 来	133人
外 来	70人

3 幡多けんみん病院事業

(1) 病 床 数	129,930床
(2) 年 間 患 者 数	102,481人

外 来	184,194人
(3) 一日平均患者数	
入 院	280人
外 来	752人
4 主要な建設改良事業	
幡多けんみん病院改良事業	12,444千円
医療器械等整備事業	577,199千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	本庁事業	収益	
第1項	医療	収益	91,234千円
第2項	特別	利益	91,233千円
		利益	1千円
第2款	安芸病院	事業収益	3,623,161千円
第1項	医療	収益	3,058,128千円
第2項	医療	収益	565,032千円
第3項	特別	利益	1千円
第3款	芸陽病院	事業収益	1,141,899千円
第1項	医療	収益	824,512千円
第2項	医療	収益	317,386千円
第3項	特別	利益	1千円
第4款	幡多けんみん病院	事業収益	7,737,462千円
第1項	医療	収益	6,640,928千円
第2項	医療	収益	1,096,533千円
第3項	特別	利益	1千円
収入合計			12,593,756千円

支 出

第 1 款	本 庁	医 業	用 費	92,440千円
第 1 項	医 業	用 費	92,235千円	
第 2 項	医 業	外 費	4千円	
第 3 項	特 別	損 失	201千円	
第 2 款	安 芸 病 院	医 業	用 費	3,686,083千円
第 1 項	医 業	用 費	3,578,487千円	
第 2 項	医 業	外 費	90,085千円	
第 3 項	特 別	損 失	17,511千円	
第 3 款	芸 陽 病 院	医 業	用 費	1,104,672千円
第 1 項	医 業	用 費	1,083,971千円	
第 2 項	医 業	外 費	19,860千円	
第 3 項	特 別	損 失	841千円	
第 4 款	幡 多 け ん み ん 病 院	医 業	用 費	7,698,050千円
第 1 項	医 業	用 費	7,343,228千円	
第 2 項	医 業	外 費	328,594千円	
第 3 項	特 別	損 失	26,228千円	
支 出 合 計				12,581,245千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款	資本的収入	第1款	資本的支出
第1項	企業借入金	第1項	建設改良費
第2項	借入金	第2項	企業債償還金
第3項	負担金		
第4項	補助金		
第5項	雑収入		
	1,243,792千円		1,243,792千円
	588,000千円		594,643千円
	200,286千円		649,149千円
	436,087千円		
	19,418千円		
	1千円		

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械等整備事業費	588,000	1 借入方法は普通貸借又は証券発行 2 借入先は政府資金その他の	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成20年度から平成49年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,042,531千円

(2) 交際費 150千円

(他会計からの補助金)

第9条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、111,261千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,115,969千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	医事会計システム	2 式
	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	1 式
	核医学画像診断装置	1 式

平成19年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

